

第二十二回国会
衆議院

社会労働委員會議録第十九号

昭和三十年六月七日(火曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事大橋 武夫君 理事山下 春江君

理事山花 秀雄君 理事吉川 兼光君

植村 武一君 白井 莊一君

龜山 孝一君 床次 德二君

森山 欽司君 山本 利壽君

横井 太郎君 越智 茂君

小林 邦吉君 野澤 清人君

八田 貞義君 岡本 隆一君

多賀谷眞稔君 滝井 義高君

中村 英男君 長谷川 保君

受田 新吉君 堂森 芳夫君

山口シヅエ君 山下 榮二君

中原 健次君

出席國務大臣

労働大臣 西田 隆男君

出席府委員

通商産業事務官 正木 崇君

(釜山保安局長) 富樫 総一君

労働基準監督官 富樫 総一君

(労働基準局長) 富樫 総一君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

専門員 山本 正世君

六月六日

委員小坂善太郎君辭任につき、その

補欠として八田貞義君が議長の指名

で委員に選任された。

同月七日

委員千葉三郎君及び松岡松平君辭任

につき、その補欠として森山欽司君
及び清瀬一郎君が議長の指名で委員
に選任された。

六月三日

クリーニング業法の一部改正に關す

る請願(加藤謙五郎君紹介)(第一六

四二号)

同(野田卯一君紹介)(第一六四三

号)

戦没者遺族等の援護強化に關する請

願外一件(池田清志君紹介)(第一六

四四号)

国民健康保険助成費増額に關する請

願(荒船清十郎君紹介)(第一六四五

号)

元満州開拓民及び滿州開拓青年義勇

隊員の処遇に關する請願(中村三之

丞君紹介)(第一六四六号)

身体障害者の更生資金制度実現に關

する請願(保科善四郎君紹介)(第一

六四七号)

健康保険制度確立等に關する請願

(松井政吉君紹介)(第一六四八号)

医療類似療術行為の期限延長反対に

關する請願(五島虎雄君紹介)(第一

六四九号)

上水道地盤変動対策事業の継続施行

に關する請願(井谷正吉君紹介)(第

一六六一号)

同月四日

美容師法制定に關する請願(淺香忠

雄君紹介)(第一七五二号)

昭和三十年度国民健康保険関係予算

確保に關する請願(井谷正吉君紹介)

(第一七五三号)

医療扶助審議会の設置反対に關する

請願外二件(白井莊一君紹介)(第一

七五四号)

戦傷病再発医療費全額国庫負担に關

する請願(高村坂彦君紹介)(第一七

五五号)

戦傷病者の割当雇用に關する請願

(高村坂彦君紹介)(第一七五六号)

医療類似療術行為の期限延長反対に

關する請願(木崎茂男君紹介)(第一

七五七号)

健康保険法の一部改正反対に關する

請願(田中武夫君紹介)(第一七五八

号)

同(渡海元三郎君紹介)(第一七五九

号)

同外一件(白井莊一君紹介)(第一七

六〇号)

結核アフター・ケア施設拡充に關す

る請願(白井莊一君紹介)(第一七六

一号)

未復員患者の医療区分撤廃等に關す

る請願(横山重吉君紹介)(第一七六

二号)

未帰還者留守家族等援護法による医

療給付適用期間延長等に關する請願

(猪俣浩三君紹介)(第一七六三号)

国立療養所の附添廃止反対に關する

請願(田中武夫君紹介)(第一七六四

号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第一七六五

号)

同(柳田秀一君紹介)(第一七六六

号)

同(渡海元三郎君紹介)(第一七六七

号)

同(横山重吉君紹介)(第一七六八

号)

同外四件(白井莊一君紹介)(第一七

六九号)

同(水谷長三郎君紹介)(第一七七〇

号)

国立療養所の附添廃止反対等に關す

る請願(柳田秀一君紹介)(第一七七

一号)

同外一件(川崎末五郎君紹介)(第一

七七二号)

クリーニング業法の一部改正に關す

る請願(三輪壽壯君紹介)(第一七七

三号)

同(奥村又十郎君紹介)(第一七七四

号)

同(前田榮之助君紹介)(第一七七五

号)

同(穂積七郎君紹介)(第一七七六

号)

同(宇田耕一君紹介)(第一七七七

号)

同(丹羽兵助君外一名紹介)(第一七

七八号)

同(中川俊思君紹介)(第一七七九

号)

同(木崎茂男君紹介)(第一七八〇

号)

同(白濱仁吉君紹介)(第一七八一

号)

同月六日

クリーニング業法の一部改正に關す

る請願(井堀繁雄君紹介)(第一八四

一号)

同(岡良一君紹介)(第一八四二号)

同(網島正興君紹介)(第一八四三

号)

同(眞鍋謙十君紹介)(第一八四四

号)

美容師法制定に關する請願(徳安實

藏君紹介)(第一八四五号)

医療類似療術行為の期限延長反対に

關する請願(今澄勇君紹介)(第一八

四六号)

戦傷病再発医療費全額国庫負担に關

する請願(今澄勇君紹介)(第一八四

七号)

戦傷病者の割当雇用に關する請願

(今澄勇君紹介)(第一八四八号)

国立療養所の附添廃止反対に關する

請願(小林都君紹介)(第一八四九

号)

同(鈴木善幸君紹介)(第一八五〇

号)

同(山花秀雄君紹介)(第一八五一

号)

健康保険費増額に關する請願(白井

莊一君紹介)(第一八五二号)

生活保護費増額に關する請願(白井

莊一君紹介)(第一八五三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公述人選定に關する件

けい肺及び外傷性せき腫障害に關

する特別保護法案(内閣提出第七二

号)

○西田國務大臣 お説ごもつともと考

えませんが、私はこの法律案の内容を見
ていただいてもわかると思うのです
が、職業病というものを、この法案の
内容では否定はいたしてありません。
ただ、私がこの法案を作らざるに際し
ての基本的な考え方がどうであつた
か、従つて、これでは職業病というものと
労働基準法等の範囲外の給付を行うと
いう二つのねらいをもつてこの法案が
作られておるのでございまして、原則
的にどつちがどうであつたからどうだ
という議論は、私はそのときは考えな
いままこの法案の作成に當つたわけ
であります。

○森山委員 そうすると、この法案に
対する一つの基本的な立場から申しま
すならば、あくまでも補償の理念に徹
すべきだというようなことを、一応は
お考えにならないでしょうか。

○西田國務大臣 これは何度繰り返して
も、並行した議論になるかも知れま
せんが、私はこれは、職業病でない
と否定はいたしていません。それよ
りも、むしろ予防措置も講ぜられてい
ないし、あるいは回復もできないとい
う状態も現実に起きておるし、従つて
これを国民病的な観点から考えること
の方が、より強く私の考え方を支配し
ておつたことは事実でございします。
従つて、無過失損害賠償の、現在労働
基準法は規定してありますが、その規
定をけい肺病に關して長期に延期する
というこの考え方は、その当時私は
持つておりませんでした。

○森山委員 大臣の今の御答弁は、納
得するわけには参らないのであります
けれども、他に質疑事項もございま
すので、次に移りたいと思ひます。

基準法第一条第二項に、この基準法

に書いてあることは、これは最低の基
準であると思ひます。そういう
ような観点から、たとえばこの法律に
ある休業給付等を行う場合において、
これが労働協約の対象になるだろう
かというのを伺ひたい。

○富樫(總)政府委員 労働協約の協議
事項になり得ると思ひます。

○森山委員 それでは、現在の法律に
よつて、休業補償は平均賃金の百分
の六十になつております。三年の期間の
内におきましては、会社によつては百
分の四十を追加して百分支給してい
る会社もございします。それをあとの二
年間についても百分の四十を与えよ—
これは、この法律では、おそらくやめ
た人を予想してゐると思ひますが、こ
の休業給付の場合に、百分の六十のほ
かに、百分の四十を在職当時と同じよ
うに出してもらひたいということが、
労働協約の対象になりますか。

○富樫(總)政府委員 そういふこと
も、労使間において話し合ひがつけ
ば、協約事項になるものと考えます。
○森山委員 この法律の第一条に、け
い肺にかつた労働者と同時に、外傷
性骨髄障害というものが掲げてありま
すが、これはどういふことでこれを併記
してあるのですか、その理由を伺ひた
い。

○富樫(總)政府委員 前会もこれに關
連した御質問がございましたが、けい
肺と外傷性骨髄障害とは、医学的に見
て全然違つたものであるといふことは
申すまでもございしません。従いまし
て、その観点から申しますれば、これ
を一つの法律に規定することはどうか
という御意見も成り立ち得るのでござ

います。この法律の本来の目的は、

おのおのの病気をそれぞれの医学的観
点に立つて治療するという医学的意味
でございまして、同じく不治の病に
かつた人を保護するといふところに
重点があるわけでございます。従いま
して、不治である、そしてその病状が
悲惨である、これに対する国家的保護
措置が同様に講ぜられなければならな
いといふ意味合いにおきましては、共
通の性格を持つておると考えまして、
一緒に規定したわけでございます。

○森山委員 その問題は、あとで関連
がございします。そのときにさらに突
き詰めてお伺ひしたいと思ひます。先
ほど大臣の御答弁で、補償の理念に一
応徹してこの法律の構想がなされな
かつたことの結果として、十條以下の
いゝゆるけい肺に關する給付につい
て、いろいろ問題が起きてくるという
ことになると思ひますが、まず第一
に、第十條に言つておるところの転換
給付について、大臣の御所見をただし
ておきたいと思ひます。この粉塵作
業に従事しなかつたとき、
転換給付をやるというのには、これは
労働基準法のいわば障害補償と、大体
同じような考え方になつていないか。
労働者が業務上負傷し、または疾病に
かゝり、なかつたとき身体に障害が存
する場合においては、いゝゆるけい肺
に關する給付をやるという感じがいた
しますが、その辺のところはいかがで
ございましょう。

○西田國務大臣 第十條の規定を設け
ました理由は、一般のものと違いま
すところは、配置の転換をいたします場
合においては、まだ労働能率そのもの
を阻害されておられませんし、結局障害

を受けたために云々という条項でなく
て、障害補償の対象前のものである、
こゝういふような考え方になつて、実
は規定したわけでございます。

○森山委員 しかし、職場を転換すれ
ば症状の進行を止められるというお考
えのもとに、第八條で転換することを
御勧告になつておるのではないので
ございしますか。

○富樫(總)政府委員 前会にも、それ
に關連した御質問があつて、大臣から
答弁したやうであります。第二症度
と第三症度が、一病病であるかどう
かといふことになりまして、これは名
前のつけ方の問題で、病名といふは病
氣と言へるわけでありまして。しかし、
治療を要しない段階でございします。
従いまして、今大臣のおっしゃいま
したように補償前の段階にあるわけであ
ります。性質上、障害補償とは性格が違
うのであります。なお第三症度の転換
対象労働者の身体機能の障害は、一
体どういふことになるかといふことにな
るかと存じますが、第三症度までに
おける機能障害は軽度の機能障害—
この機能障害の基準は、四十キロの重
量物の持ち上げを基準といたしてあり
まして、きつめて加重労働を基準とし
ての機能障害でございします。従いま
して、ここにおける軽度の障害という程
度におきましては、きつめて通常の、
あるいは相當の重労働でなし得る障
害の程度でございします。で、両方相持
ちまして原案のごとく立案した次第で
あります。

○森山委員 私は労働基準法の七十七
條の条文をすなほに読んで、労働者が
業務上疾病にかつたといふことは、第二
症度であらうと第三症度であらうと、
けい肺にかつた、疾病にかつたも
のと私は考へていいたろうと思ひま
すが、いかがでございしますか。なおかつ
たとき身体に障害が存する場合、転換を
すれば症状が進まない。しかし、とも
かくその第二症度、第三症度というの
は、あとに残るわけですね、その程度
はあとに残る。従つて、症状が存する
ことはお認めになりますか。

○富樫(總)政府委員 繰り返して申し
上げるやうでございしますが、言葉の用
いゝゆる問題でございまして、いづれ
にいたしましても治療を要する段階に
至らない。これをかりに疾病と名づけ
ましても、治療を要しない段階のもの
であります。基準法におきまして疾病
は、通常の場合治療を要する場合のこ
とを疾病といつております。

○森山委員 転換をすること自体は、
一種の治療だといふふうに私も考
へるのですが、いかがですか。

○富樫(總)政府委員 治療と申しま
すよりも、新たに粉塵を吸入することに
よりまして症状が悪化するのを予防
する措置と考へております。

○森山委員 症状が進行するのをとめ
ようとすることは、私は治療だと思
うのです。従つて、これは治療を要する
場合といふように、あなたの議論から
考へても差しつかえないと思ひま
す。

○富樫(總)政府委員 それは言葉の使
い方で、それを治療と呼ぶのだとい
うのであれば、別段これに積極的に対
する理由はございせんが、事柄の意
味合ひそのものは、まだ治療を要しな
い段階において、治療を要するやうな
段階に至らないやうに予防する措置、

これが事柄の實質的な意味とわれわれは解釈いたします。

○森山委員 しかし、転換をしるというのを国が勧告をする。そしてこの勧告自体は、少くとも労働者の場合にとつては、命令的な効果を与えるであらうという事は予想されるわけであります。そういう際に、そういう勧告によつて職場を転換しなければならぬ。たとえば治療と申しまして、転地療養だとか、あるいはまた先般の労働省当局のお話ですと、牧場を作るとかいうようなお話もございました。これもやはり治療だと思ふ。労働省から勧告をしなければならぬという状況、そしてその職場転換をするということ、一つの治療になると私は思ふ。それが治療に当るからかというところを、あなたの前で水かけ論を展開してもしょうがないが、労働基準法第七十七条の、労働者が業務上疾病にかかつて、なおかつたとき身体に障害がある場合において、というなおかつたとき身体に障害がある状態じゃないか、こういうふうに私は考へる。なおかつたという意味が問題でありますけれども、その辺はどうでしょうか。

○富樫(総)政府委員 どうも繰り返すような答弁で恐縮でございますが、病気がかかつて、なおかつた後に残る障害とこの第三症度というものは、質的に全く違ふ。先ほど申し上げましたように、あくまでも治療を要しない段階から治療を要する段階に至らないようにする予防措置と、私どもは解釈せざるを得ないわけでございます。

○森山委員 今の政府委員の御答弁は、これも実は納得できないのでございますが、そういうことによつて転換

をした場合の給付が、平均賃金の三十日分に相当する額を支給する。これは先般どなたかの御質問に対して、労働大臣があるいは基準局長から、これは腰だめできめたのだ、こういうお話でございましたが、労働基準法によりまして、障害補償について等級がございまして、それによると、最高平均賃金の千三百四十日分から最低五十日分といふふうになつておる。その内容を見ますと、たとえば、胸腹部臓器に障害を残し軽易な労働のほか服することのできないもの、これが第七級であつて平均賃金の五百六十日分もらえる。それから第十一級は、胸腹部臓器に障害を残すもので、これが平均賃金の二百日分もらえるというところで、これはむしろ第七級が第十一級の程度の身体障害の等級に該当すると私は思つておるのであるが、この身体障害については、千三百四十日分から最低五十日分まで補償しておるにかかわらず、これだけが三十日分というものは、何か理由があつて三十日分にしたのではないのか。労働基準法にこういうような体系があるならば、すなわち、たとえば第四級は、大体死んだと同じだ、第四級から上の方の三級、二級、一級は死んだよりな悪い。要するに、人様にいろいろお世話にならなければならぬという意味において、死んだよりな悪い。その障害の程度が薄くなつていく、こういう構成になつてゐる。そういう際に入れるにしまして、今の基準局長の言葉いかんにかかわらず、身体に障害が残る、こういう労働基準法の体系の中で、納得できるようないわけゆる転換

換給付を与えるべきじゃないか。その納得できるような転換給付の額が、平均賃金の三十日分というふうな労働大臣はお考えですかどうか、承わりたいのでございます。

○富樫(総)政府委員 こまかい点になりますので、まず私からお答えいたします。先ほど申し上げたのであります。まず、たとえば第七級におきましては、障害を残し軽易な労働のほか服することのできないもの、こちらの方にのみまず配置転換は、先ほど申し上げましたような、四十キロの重量物を基準とした程度の機能障害、通常の仕事はもつちろんのこと、相当の重労働にも、まだ服し得る段階であるのであります。従ひまして、考え方といたしましては、基準法におきましては、毎年一回の健康診断の結果、使用者は健康管理の立場から、それぞれの労働者をそれぞれの適職の方に配置するということが通常行われておるのであります。これも、質的に申しますれば、そういうような健康管理の一端とも申して差しつかえないかと思つております。ただ、これにつきましては、将来不治の病になつては大へんである、そこで国としても進んで配置転換の勧告をするのであります。従ひまして、通常の健康管理の一端の性格を持ちながらも、特に、そういう場合には賃金が通常不利になる場合が多からう、こう考えまして、一般の健康管理の場合の転換とは異なりまして、特にこれを支給するといふふうにしたのであります。

○森山委員 それでは大臣にお伺いしたいのであります。大臣は炭鉱を経営しておられて、よく御存じでしょうが、炭鉱も鉱山も、ある程度類似した面もあるかと思ふ。坑内作業から坑外作業に職場転換という形で移つた場合、これは相当賃金差が出てくると思ひますが、大体どの程度通常起きるものか、大臣の豊富な御体験からこの際お示しを願ひたい。

○西田国務大臣 普通の企業の状態では、今、特にお話になつた坑内から坑外に移るような場合は、炭鉱自体が移す場合もありまして、大体において労働者の希望によつて職場転換をするのが常識のように私は見ております。賃金の面におきましては、ただいまのような団体交渉による賃金協定によつて賃金がきまつております。実情下におきまして、坑外、坑内の賃金は、相当開いておると考へております。

○森山委員 今、大臣の御答弁にありましたごとく、坑内、坑外の賃金は相当開いておる。そこで、この法律の規定によれば、転換の勧告をするということになつておる。けい肺措置要綱にあるように、当該労働者の希望を十分に参酌するというようなことは、今の大臣のお話にかかわらず、実はこの法律には規定がないわけでございます。そういうことで勧告をして――これはこの勧告の効果等についても、いろいろ問題がございますが、事実上命令にひとしい形で勧告を離れて、賃金差が非常に出てきた、そういう際に、わずか三十日分程度の転換給付といふことで一体足りるだろうか。そう

いう際は、少くも労働基準法の障害補償等に相当する程度金額はやらなければ、実問題としても困るのではないか。第一、転換がうまくいかないのではないかと、こういうふうな考へるわけでございますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○西田国務大臣 お答えいたします。配置転換による給付を、よけいにした方がよいといふことは、これはもう議論の要はございません。しかし、けい肺にかかつておられます従業員のおるところとして、私たち炭鉱の例を引きまして、相当開いておると申し上げましたが、炭鉱と同じように開いておるかどうかという点については、私承知しておりませんが、若干の賃金の開きがあることはもちろんであります。しかしながら、この法律案のねらつておりますのは、けい肺にかかつておるは、その日すぐ職場転換をせねばならぬとか、あるいは一週間以内にならぬとか、あるいは一週間の緊急性と申しますか、緊急性と申しますか、そういうものを帯びたものではなくて、結局職場転換をすべき労働者の意見を十分参酌して、使用者側としてはできるだけその期待に沿うような形において職場転換をはかつてやるといふ親切心が、当然なければならぬことでもあります。そういう考へ方からいいますと、そこに働いておる人と使用者の間で全く意見の相反した形において職場転換が行われるといふことは、私は考へておりません。なお、もしそういうことがありました場合は、職場転換ができないうことになりまして、それに対しては、国があらゆる方策を講じて、本人の職場転換のあつせんをするとい

うことが、この法案の条文の中に規定してありますので、森山さんの御懸念になつておるような賃金差の問題は別として、その他の点については、大した不都合は生じないであらうという見方を持っております。

○森山委員 その賃金差の問題を今取り上げて、給付の問題で考えておるわけでございます。炭鉱とかあるいは金属鉱山なんかの場合は、賃金差は非常に大きいじゃないかと私は考えるのです。その非常に大きい賃金差について、これは後ほど労働基準局長に教えていただきたいたのでございますが、ILOのけい肺の専門者会議が何かで、配置転換した場合については、給与を前よりも落さないようにしてやらなければいかぬという勧告も出ておるやに私は聞いておるのでございます。そういう点から見たら、平均賃金の三十日分というのは、いかにも少いじゃないか。しかも、それは、今日いたしましたが労働省の、毎年新規発生けい肺罹患患者症別推定表という関係資料によると、第二症度で転換の勧告を要する者は、けい肺健康診断が必要と考えられる労働者の推定数二十七万二千九百四十三名中、わずかに二名しかいない。この表によれば、こんなにわずかな人に対してさえも、三十日分で転換しろというようなことは、これはもう財政上も何も大した問題にならないわけですね。これは労働保険の経理の上においても問題にならず実行できると同時に、労働基準法そのものでなくとも、労働基準法に該当する概念として障害補償が認められておつて、多きは千三百四十日、少くても五十日認められておるならば、たった三十日を認めた

というのは、私は理由がわからない。なぜ一体三十日というのを認めたか。それによつて、ILOのけい肺の専門者会議でも、賃金差をなくすようにというような勧告を出しておるやに聞いておるし、理屈からいって、転換がうまくいくためには、この程度の、たった三十日分というような転換給付でなくて、もっと労働基準法の障害補償に該当する程度の転換給付をやつた方がいいじゃないか、それはやれる内においてもやれると思うが、大臣いかがでしょう。

○西田國務大臣 お答えいたします。私は職場転換をさせる数が大きいから三十日にしたとか、少いから百日にしてやつたらいいという考え方で、こういう規定を設けたものではございません。さつきも申しましたように、労災補償をする前の段階だという私の考え方が、結局この五十日分を減らして三十日の特別な——これは考え方が間違つておるかわかりませんが、特別な給付として三十日分を給付すればいいだろうということ、さつきあなたのおつた話でありますが、腰だめでやつたというお話でありましたが、あるいは厳密に言つたら腰だめだったかもしれない。そういう考え方でこの規定を作つたのであります。

○森山委員 この法律を制定するにいては、腰だめか腰だめに類似するお考えで、平均賃金の三十日分をおさめになつたと思うのですが、実際問題として、転換がスムーズにいくためには、特に金属鉱山なんかの場合を考えると、坑内労働と坑外労働では、賃金差が非常に大きい。実際問題とし

て、転換の勧告を受けたつて、実行できないじゃないかというような場合がある。そういう際に、労働基準法の中にある障害補償に類似する概念として、この転換補償の金額をもう少しよけにやれば、ある程度は転換もスムーズにいくのではないかと。それが労災の経理の枠内では——予算がありませんというのをよく言われますが、毎年新規に発生するのは、二十七万二千九百四十三名中、たった二名くらいしかないというけい肺患者症別推定表によれば、これは経理の枠内でもやれるのだ、そうやつた方が、作業転換の勧告、この第八條をほんとうに生かすためにも必要じゃないだろうか。私はこの法案の立案を離れて、大臣にその所見を伺いたい。そういう考え方もあるとお考えか、そういう考え方はだめだとお考えか、その辺の点を伺いたいです。

○西田國務大臣 あなたの考え方が間違つておるものと考えております。これは議論ではありませんけれども、逆に、一つの企業の中で配置転換をはかる数が非常に少いという観点からいいますと、あなたが御懸念になつておるような、賃金差の非常に大きいところを持つていて、必ずしも職場転換をしなければならぬという結論も生まれてこないというふうに、従つて、最初から申し上げるに、私は人道的な見地から、という大げさなようですが、そういう観点に立つて、この法案を考えたわけですね。使用者側としても、十分にそういう感覚のもとに立つて、配置転換を考えます場合においては、今森山さんが御懸念になつたようなことは、少ければ少いほど、そういう

御懸念は御懸念としてだけであつて、実際問題として、そう御懸念なさるほどのことは生じないのではないかと。これは理屈になるかもしれませんが、けれども、そういうふうな考えております。

○森山委員 このけい肺立法について、いろいろの業種が指定してございまして、その根本は、大体金属鉱山で珪酸粉塵を吸う連中を救うということから始まつたのです。だから、私の頭には金属鉱山が主力として入つておる。しかし、その後の巡回検診その他の結果によると、金属鉱山だけでなく、けい肺にかかる範囲が非常に広いということもわかつて参りました。しかし、何と申しましたが、けい肺の主力は金属鉱山であるというとはいへると思ふ。その大多数の場合を考えると、私は、この平均三十日分の転換給付の性格というものについて、労働省の人に御意見をただしたのであります。が、納得できない。

最後に、労働基準局長から、ILOの専門者会議でどういふ決議があつたかというのを、ちょっとここで読み上げていただきたい。

○富樫（総）政府委員 今、手元に持つて参つておるもので、次の機会に正確に申し上げることにいたします。

○森山委員 あなたが記憶しておる内容はどうですか。

○富樫（総）政府委員 配置転換につきましては、本人がこれをどうしてもいやだという場合には、よく注意して円滑にやるようにせよということがあつたような記憶がございしますが、

なお正確なところは、次会までにお知らせいたします。

○森山委員 賃金差をできるだけ少くしろというようなことも聞きませんでしたか。

○富樫（総）政府委員 そちら辺のことは、まだつきり承知しておりません。

○森山委員 よく御勉強になつて、次会に一つ御返答願いたいと思ひます。そこで私は、この転換給付に関連しまして、第八條の作業の転換について伺いたいのでありまして、転換の勧告というふうなものが、労使双方に対して実際には命令的な効果を持つというふうにいわれておるわけでございます。そうして、同様なことについて、けい肺措置要綱では、この転換をする際には本人の意思を十分に参酌してという言葉が従来使つてあつたわけでございます。今度の法律案には、その本人の意思を十分に参酌して配置転換をさせるということが法文に載つていない。これは法文に載せる方が私は適當だと思ひますが、載つていなければ、この法文を修正するか、さもないと労働省の方で、これは適當かどうかを、本人の意思を十分に参酌するかどうか、本人の意思を十分に参酌するかどうか、何らかの措置について、労働大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○西田國務大臣 ただいまの問題は、前の御答弁の中にも一部答へたと思ひますが、勧告をいたしまして、労働者側の意見を全然聞かないで使用者が勝手に配置転換を行うということは、現実の問題としては、私はあつてはならぬことであるし、あり得ないと思ひ

ております。従つて、もし労働者側の意見を全然聞かないで、使用者側が勝手に配置転換をする等、このことがありました場合には、これはもちろんのこと、勧告をした役所でございいますから、十分にその意思を体して、使用者側をしてかようなことなからしめるように行政指導の面で十分にやれる、かように考えまして、実は労働者側の意思を十分に尊重してという表現を用いておらぬのであります。

○森山委員 この第八条については、労働置換の意見を聞きますと、非常に乱用の危険がある、首切りの道具に使う可能性があるということを言つておる。大臣が言うように、そういうことはあり得ないのだ、またあつては困るし、あり得ないのだとおっしゃるならばいいのであります。法は、起り得べき事態に対して、ある程度は整備しておかなければならない。現に労働省でかつて作られて現在行われておるけい肺措置要綱にも、労働者の意思を参酌してという言葉が使つてある。そうであるとするならば、この配置転換を實際に行われるについては、私はやはりそういう言葉をこの法律の中に入れて方が適当だと思ふのですが、いかがでしょう。

○西田国務大臣 私は入れなくても、そういう問題は、特殊な場合は別ですが、常識的には起り得ないと思ひます。この法案の内容を見た場合においては、使用者側として、そういうむちゃなことをやるという考え方は、おそらく起してはならぬし、起つてはこないと思ふ。ほんの二つの特例がある、二つ特例があるということのために、法律全般の中にそういうことを書

かなければならぬというほど、私は悪く解釈をいたしておりません。

○森山委員 私もあなたと同じように、悪く解釈をしたくはないのであります。労働者側の方々が、非常にそういう危険があるということを指摘されるし、今までのけい肺措置要綱の中にも、本人の意思を十分参酌するといふことが書いてある。これは何も必要がなければ、そういうことは書いてないと思ふ。この法律の前身の措置要綱に、そういうことが書いてある。だから、この法律の条文の中に、労働者側の意思を参酌してということを入れた方がよい。法律に入れなくても、施行規則ぐらゐにお入れになる頭はございせんか。

○西田国務大臣 ただいま森山さんの言われたのは、法律を作る場合のあれではなくて、このけい肺の法律が通りました場合において、労働省が行政指導する場合のものの考え方、実行の仕方ということが、今森山さんのおっしゃる労働者の意見を参酌してということになつておると思ひます。

○森山委員 ですから、それを文書にした——この法律の施行規則を作るかどうか存じませんが、省令とかあるいは通牒とかいうもので、はっきり出す頭がございせんかということをお願いいたします。

○西田国務大臣 施行規則はどうせ作るだらうと思ひます。そういう場合には、一つ森山さんの御意見を十分に尊重して考えたいと思ひます。

○森山委員 この第八条に関連して、さらに伺ひたいのですが、転換をしたらいふといふ勧告を受ける。ところが、本人がいやだといふ断つた

いたします。そういう際に、労働基準法第七十八条によつて「労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合に於いては、休業補償又は障害補償を行わなくてはならない」という言葉があるのです。これは転換するのはいやだ、見ろ、お前は病氣にかつたじゃないぞ、それで、それは休業補償もやらないぞ、あるいは障害補償もやらないぞということが、基準法の第七十八条で、解釈上やろうと思へばできるのじやございせんか。

○西田国務大臣 ただいまの条文の解釈とこれとは、関係がございせん。詳細については政府委員から……。

○富樫(総)政府委員 これはあくまでも勧告でございまして、法律上転換する義務が生ずる場合には、あるいは森山先生のおっしゃるようになるかもしませんが、これは任意のなにごさいますので、かりに拒否した場合におきまして、ただいまの条項の適用はないと解釈をいたします。

○森山委員 それでは、次に第十一条の療養給付について伺ひたいのであります。この療養給付は、理論上、先ほど労働基準法の特別法的な取扱いをされないので、労働基準法と別個の体系の法律だということであるので、結局この十一条の規定というものは、療養給付は、打ち切り補償を受けてということになつておるので、労働基準法の第九條に基いて、打ち切り補償があればこれは解雇していいわけですか。一応会社をやめさせて、そのあと二年間だけ払ふ、こういう意味でございせんか。

○富樫(総)政府委員 この打ち切り補償は、当然に解雇ということにはなりません。その後療養し休業する——實際には、不治の病で働けないわけでございますが、事実上實際問題として使用者が雇用を継続することは、もちろん一向さしかねないわけでありま。当然に解雇ということにはならないと解釈いたします。

○森山委員 労働基準法第十九條によれば、これは当然解雇にはなりませんけれども、解雇することができ、実情は解雇する場合が非常に多いじやないですか。

○富樫(総)政府委員 法律上は解雇し得るのであります。實際問題としてどうなるかは、今後法の施行状態を見なければならぬのであります。何とも申し上げられませんが、心持としては、かねて大臣が申しておられますように、労使の間のあたかひ話し合いによつて、穩當なる扱いを受けることを期待しておるわけでありま。

○森山委員 要するに、今度の法律ができる前に、一応三年たつてしまえば、打ち切り補償をやる、打ち切り補償をやつたら、当然会社はやめてもらふというのが實際上の現実じやなかつたかということ。法律は、解雇することができるとなつておるけれども、現実には、ほとんど解雇しておるのだということが、実情じやなかつたかということをおつておるのです。どうですか。

○富樫(総)政府委員 従来行政上、打ち切り後、三年後の帰趨を調査したことはございせんが、おそらくは不治の病として、實際問題として労働能力がないわけがございせんから、相当程

度解雇という形式になつておるのじやないかと一応想像するのであります。行政的に正確にその後の帰趨を調査したものはございせん。

○森山委員 そうなりますと、せっかくあと療養補償三年間、療養給付二年間してやつても、療養補償の三年が終つたら首になつてしまふということになれば、社宅も追い出される、厚生施設も利用できない、退職金の勤続年数も、それだけけい数えられないというふうなことになる。どうせ事実上五年延ばすならば、この辺のところ労働基準法の筋を通す、こう

いつた方が、私はいいじやないかと思ふのです。なぜそれができないか。これは理論上よりも實際問題として、そのけい肺の取扱いをしてやつたらどうだろうということを私は考えておる。なぜそれができないか、その点を労働大臣から承りたい。理屈は先ほど伺ひましたから、今度は實際問題として、首になつたかわいそうじやないか、もう少し首にすることにできる期間を、もう二年間延ばしてやつたらどうか、こういうことではございせんか。

○西田国務大臣 最初にこれは私お答え申し上げましたが、第四年度になつておつて、労働基準法による無過失損害賠償の期間が満ちて会社から解雇された人の問題は、死ぬまで一つ国で見てもやろうという考え方に立つております。それがこの法案の最終決定をする段階において二年というふうに入りましたので、私の基本的な考え方は、死ぬまでめんどうを見てやるべきだろうということ、この法案の作成に当たつたわけでありま。あなたの

によつて無過失損害賠償を延長して、
そうして保護の継続した状態において
めんどうを見てやる方がいじやない
かといふことよりも、私の考えの方が
ずっと進んだ考え方をしておるわけで
あります。

○森山委員 死ぬまでめんどうを見て
やりたいという大臣のお気持ち、これ
は一つのお考え方であります。しかし
現状においては、療養三年たつて打ち
切り補償をもらいますと、あとはこれ
は厚生年金で障害年金をもらうことにな
つておるわけでございます。あなた
の理想は理想として、現実の問題とし
て、死ぬまで見る気があつたら、な
ぜ五年間だけでも基準法の線に沿つて
めんどうを見てやるのができなかつた
か。それもできないのに、死ぬまで
見てやるというのは、はつたりです
よ。同じ党ではあるけれども、私はあ
なたのお考え方に賛成できないので
す。もつとまじめにお答えを願ひた
い。

○西田国務大臣 私は、はつたりでも
なければ、インチキとも考えておりま
せん。これは第一条の解釈から、森山
さんの解釈と私の解釈は基本的に並行
しておりますので、結局第十一條の問
題になりました。基本的な考え方の
違いがここに現れておる、かように
御承知願ひたいと思ひます。

○森山委員 大臣と話していると、ど
こかでちつとも合わないのではありません
が、法の解釈で、さらに十一條に関連
して伺ひたいのです。療養補償につい
て労働基準法は、これは使用者がその
費用で必要な療養を行ふとか、または
必要な療養の費用を負担しなければなら
ない。ところが十一條によると、政

府は、療養給付として必要な療養を行
ふ、または必要な療養の費用に相当す
る額を支給する。労働基準法では、療
養する場合に、使用者が責任を持つて
いるのだが、これは政府が責任を持
つておる。政府が療養を行ふといふ
のは、どういふ内容を持つてゐるか承
わりたい。

○富樫(総)政府委員 基準法の使用者
がなす場合と同様、あるいは労災保険
法で——基準法では使用者であつたの
ですが、これを労災保険で、使用者の
やることを肩がわりして、政府が現在
労災保険でもやつております。それと
全く内容においても同じ療養を、政府
がみずからやるわけでありませう。

○森山委員 だから、政府が療養給付
として必要な療養を行ふ、政府が行う
療養の具体的な内容を伺ひたい。

○富樫(総)政府委員 具体的に申しま
す、基準法施行規則の三十六條に具
体的に規定してございますが、診察、手
術その他の治療、病院または診療所へ
の収容、看護、移送、こういうことが
具体的な内容になるわけでありませう。

○森山委員 それは具体的な内容です
が、けい肺にかかった者が診察を受け
たり何かしたときに、その費用に相当
する額の金をやるというのとは、どうい
うのか。

○富樫(総)政府委員 政府がみずから
療養を行ふといふのは、政府のみずか
ら建てた病院に収容する、こういうこ
とであります。

○森山委員 政府がみずから建てた病
院とは、どこですか。

○富樫(総)政府委員 現在けい肺専門

の病院といたしましては、御承知の栃
木県鬼怒川のけい肺療養所、その他秋
田、岡山等にございます。またその他
一般の労災病院におきまして、今後
できるだけけい肺病床を準備いたし
ます。このように万遺憾なきよう努力
いたしたいと考えております。

○森山委員 政府の行う療養、そして
その中で、たとえば診察は、いわゆる
けい肺労災病院でおやりになる、こう
いふお話ですが、それでは、その病院
の実情について承わりたい。病院の場
合は、大体最近でできる一般の労災病院
は、設備の新費は百二十万円ないし
百二十五万円くらいかけておる。けい
肺の、たとえば鬼怒川の労災病院は、
先般参りましたが、二十三万円くらい
の設備費、新費しか使つてない。建
物及び設備は、他の一般労災病院に比
べて非常に貧弱だといふことを、私は
聞いておるのでございます。特にけい
肺のようには研究の要素を持つところの
療養の際に、こういう一般労災保険と
同じように、独立採算制といふことが
かなり強行されておつて、現在全国で
ただ一つであるといわれておる鬼怒川
のけい肺労災病院あたりは、運営に非
常に困つておる。政府はこの法案を
作つて、けい肺に特別力を入れると言
うけれども、現実の鬼怒川のけい肺
労災病院は、建築費及び設備において、
他の一般労災病院の水準にはるかに劣
るばかりでなく、特殊の病域を扱つて
研究的な仕事をしなければならぬの
にかかわらず、他の労災病院と同じよ
うに独立採算制といふことによつて、
その診療について飛躍的に伸びるとい
ふことの障害になつておる。こういう

実情を私は聞いておるのですが、そう
いふことはいかがですか。

○富樫(総)政府委員 労災病院の建築
に關します経費につきましては、詳細
ここに持つておりませんが、けい肺病
院は、労災病院の中で一番初期に建て
たのであります。従ひまして、その後
の物価の値上り等によります経費の
差額が相当あるかと存じます。しかし、
それでなくとも、一番初期の病院の設
計は、その後漸次設計がよりよく、あ
とからできるものほど一段といるいろ
な苦心なり創意なり加わりますので、
それに比べますと、やや旧式であるとい
ふふうにいわれております。私もそ
うだと考えております。しかしなが
ら、できるだけその後におきまして
も——先生の御承知のように、最近に
おきましては、家族が見舞に來た場合
には、患者と一緒に泊れるような部屋
も作り、家族ぶろ式のものも、そうい
うものも併置したり、できるだけあた
たかい思いやりでこれを処置するよう
に努力しておるわけでございます。

なお、診療費につきましては、もち
ろん乱給になつてはなりませんので、
その点につきましては十分な配慮をい
たしまして、同時に、原則といたしま
しては独立採算といふ建前をとつてお
るのでございますが、しかしながら、
一般の労災病院に比較いたしますと
ば、けい肺病院は、特にこの研究的と
いう観点を含めて、手厚い看護をす
るために、一人当りの診療費の實際に
かけている金額は、相当上回つておる
ように聞いております。具体的には、
あとで数字等を整理して申し上げたい
と思ひます。

○森山委員 今、局長からお話ござ

いしましたが、よくお調べ願へば、設備
及び建物等について、他の労災病院に
劣る、それから、病気の性質で、非常
に研究的なことをしなければならぬ
のだが、予算が独立採算制といふこと
で縛られて、仕事が多分やれぬといふ
実情にあることは、私は事実である
と思うのですが、もしそれが事実であ
るとするならば、この独立採算制でや
なければならぬといふような問題に
ついて、労働大臣は、けい肺労災病院
については、もう少し運営についてゆ
とりのあるような形にこれを運営でき
るようになつて、お取り計らいはできな
いのですか。

○西田国務大臣 ゆとりのあるよう
にといふ意味合いが、金の余るよう
にといふ意味がかわりませんが……

○森山委員 研究的な仕事ができるよ
うに……

○西田国務大臣 労災病院の最終の目
的を達成するに可能なだけの経費は、
当然やるべきだと考えております。

○森山委員 この労災病院について
は、相当今後力を入れて参らねばなら
ない。鬼怒川だけでなく、他にも作る
といふこととございませうので、この参
議院から出ました法案によりまして、
けい肺研究所といふものを置くこと
については、法文に明記してあるわけ
でございます。それと同じような趣旨に
おいて、研究機関を含めて、けい肺等
の特別保護法案の中に、そういうもの
も設置するといふことを明記してお
いた方が、これらの機関について、予算
上あるいは運営上縛られる問題を、も
う少し活発に動けるような組織にする
ことができると思ひますが、大臣の所
見はいかがでございますか。

ましたように、今年は、そういうわけで構成メンバーに加えられておりません。今後、わが国が常任理事国になったので、こういう法律もできますれば、堂々と積極的に、構成メンバーに

加えてもらいたいという主張をいたしまして、そういうことを実現したいと思ひます。

○中村委員長 森山君に申し上げますが、まだ三大臣に対する質問が残つておるので、どうぞそのおつもりでお進め願ひます。

○森山委員 国際的に見て、このけい肺立法については、いろいろ規定の仕方があると思ひます。大体において、けい肺を中心にして規定をされておるわけでありまして、わが国のごとき——この内容自体に、私は反対はございませぬけれども、外傷性脊髄障害などというものと抱き合せにした法律は、世界にあまり類例を見ないわけでありませぬ。そういう意味で、なぜ一例外外傷性脊髄障害を抱き合せしたか。先ほど労働基準局長からのお話で、非常に気の毒な状態が似ているからだ、こういうお話でございまして、これを昭和二十六年以来の沿革から見ますと、けい肺法制定に反対したグループがあるわけでありませぬ。すなわち、使用者のグループは、今日まで、今回のけい肺対策審議会における消極的態度まで含めまして、終始これについて少くとも積極的でなかつた。ある場合には、はっきりと時期尚早という名前において反対しておつた。こういう際に、この口車に乗った労働省の事務官は、同じように気の毒なものがある、そういうものの代表として出てきたのが、外傷性脊髄障害というものであります。この外傷性脊髄障害を入れたということ、は、いかにけい肺特別立法ができることがむづかしかつたかということの記念物として、すなわち盲腸的存在といたしまして、この外傷性脊髄障害を

含めてあるものと私は解釈いたしました。が、大臣はいかがでしよう。

○西田国務大臣 森山さんは、だいぶ誤解があるようであります。労働省の事務局の責任と言われましたが、これを加えたのは、私が希望して実は加えさせたのであります。それは労働省へ参りまして、第一回の会議を開く際に、けい肺の問題を取り上げまして、そうして外傷性脊髄障害に対する救済の方法、援助の方法等をよく詳しく聞きまして、私自身が事業をやつておりますので、病状がいかに悲惨であるかというところはよく知つておる。従つて、それであれば、けい肺の状態と脊髄の問題とは同じような苦痛を同じ人間に与えておるという観点から——けい肺法を出すから、便宜的に入れるという意味合いではございませぬ、一緒にこれを救済する方法を法律案の中で考へてくれ、こういうことを労働省の会合で申しました結果が、この中に入つたのであります。責任があれば、私に責任があるので、決して労働省の職員にも、使用者の側にも、責任はございませぬ。

○森山委員 私はこの法案立案の従来の長い経過にかんがみまして、この外傷性脊髄障害を、少くもこの程度に処遇するということは、差しつかえありませんが、けい肺と抱き合せをしたというところでこれが成立したということの中に、けい肺立法がなかなか行われなかつたところの反対論の根拠として出されたものが、根拠として残つておるものであるというふうに、私は解釈をいたすわけでありませぬ。大臣がそういう御見解であられたとしても、大臣はしよせん従来の経営者関係の方々の

いろいろな声を多く反映されたのではなからうかと推定しておりますが、もしそうでなければ幸ひでございます。そこで、この立法に對しまして、労働使双方がこの点についていろいろ見解を示して参りました。この立法に對する労働使の態度について、労働大臣の所見を承わりたい。すなわち、労働者はどういふ態度をもつて臨んだか、使用者はどういふ態度をもつて臨んだか、それに対して労働行政を握る大臣としては、これをどういふ感じをもつて見ておられたか、承わりたいと思ひつておるわけでありませぬ。

○西田国務大臣 けい肺問題が大いに論議されるようになりまして段階におけることは、私が申し上げぬでも、森山さん御承知と思ひます。私が労働省へ参りまして以後、けい肺問題について私のところへお見えになりましたのは、社会党の代議士諸君が二、三名と、労働組合側の代表者がそれについて五、六名お見えになりました。けい肺法をどうする、出すのか出さぬのかという御質問を労働省で受けました。それは必ず出します、こういうお答えをいたしました。使用者側から私どもへは、だれも参りません、何らの意見も聞いておりませぬ。これが真相でございます。

○森山委員 そういう意味で、使用者側がこれについて何らの意見を述べないというところは、この法案の制定に對して、非常に消極的であつたというようにとれないでしょうか。

○西田国務大臣 私、直接意見を聞いておりませぬから、どうであつたかというところを的確に御答弁は申し上げかねますが、私の聞きますところにより

ますと、多少の異論はあつたようでございます。

○森山委員 私は、この法案立案に際しまして、経営者側が、従来のごとく、やはり依然たる消極的態度のうちこの法案が立案されたことを、まことに遺憾とするわけでございます。使用者側が反対した理由は、金がかかるというところが、理由ではなからうかというふうに考へておるわけでございます。大臣のところへは、経営者代表は参りませんでしたけれども、少くもけい肺審議会には、使用者の代表は出ておられる。そのけい肺審議会において、使用者の代表と接触された富樫労働基準局長は、使用者の腹をどう読まれたか、この際一つ述べていただきたい。

○富樫(総)政府委員 私は四月一日に基準局長になつたばかりで、以前のことはよく存じませんが、大臣の命令によりまして本法案を立案して、その要綱をこの審議会にかけた。その際におきましては、使用者は大体におきまして、現在の情勢におきましては、ある程度やむを得ざるものというふうな態度のように見受けました。ただ、経費につきまして、強く国庫負担のことを要望しておられたのであります。答申にも、そういうふうに出ておるわけでありませぬ。

○森山委員 そこで伺ひたいのです。が、今の労災保険ですと、金属鉱山の場合、一円について三錢二厘が保険料率ですが、もし金額経営者が負担するとした場合についての負担金率は、大体どの程度になりますか。これはこの法案の十八条とか附則の十六項によつて、負担金率はすでに御推定になつて

おると思ひます。金属鉱山の三錢二厘の保険料率は、この法律を施行すると、どのくらいになりますか。

○富樫(総)政府委員 負担金率につきましては、法案においては過去五年の実績によつて計算することを原則としております。ただし施行当初におきましては、各産業とも、この過去五年間の発生率なるものが、的確であるとは必ずしもいへませんので、これは特にけい肺審議会に付議いたしましてこの料率を決定することにいたしてあります。しかし、一応私どもとしての目の予算をいたしましては、たとえば一番負担金率の高い金属鉱業におきまして、今年後半端年でございますが、来年度におきましては一円につき二厘、つまり賃金一万円につきまして二十円、これは三分の二負担の場合として、そういうことに計算してあります。

○森山委員 三分の二負担で二厘くらいしかならない程度でございませぬから、金額負担としまして、三厘程度というふうに考へてよろしうございませぬか。そうすると三錢二厘が三錢五厘くらいになつて、そうして今の経営者がやつていけないといつて反対しておる、こういうわけでございますな。

○富樫(総)政府委員 はつきりはいたしません。が、経営者はいろいろ自分のことを考へておる。かつ金属鉱業の現在の景況等をも考へて、このようないふ態度をとられたものと考えます。

○森山委員 労働大臣に伺ひます。保険料率三錢二厘が三厘上つて三錢五厘となつて、わが国の金属鉱山鉱業は減ぶ、こういう御見解をお持ちかどうか、承わりたい。

○西田国務大臣 私はそういう見解をとっておりません。

○森山委員 そうすれば、この保護程度のことであるならば、これは業界の自力でもやれる、当然やられてしかるべきことであると大臣はお考えにならなにか、承わりたい。

○西田国務大臣 お答えします。この問題は、また第一条の最初のあなたの尋ねに帰るわけですが、あのときから申し上げておりますように、一応職業病ではあるけれども、国民病的な要素がもつと強い。だから、こういうかわいそうな人たちは、事業主に關係なく、国が全額負担をもって当然救つてやるべきだ、こういうふうな基本的な考え方を持っておりますので、保険の料率が三厘がどうか、二厘がどうかとかいうことは、今初めて聞いて考えておりますので、けい肺対策審議会等につきましても、基準局長から一厘で反対があったとかいうことは聞いておりません。資本家側の考え方は、私のところは全くつんばさじきになっております。

○森山委員 ですから、私が申し上げることは、この法律ができるときに、昭和二十六年以来、国会のこういう席上に呼びましても、経営者は実に非協力的な態度なんです。この法案を審議するけい肺対策審議会におきましても、非常に協力的でなかったと私も聞いておるわけです。その理由は、こういうことをやると会社経営が成り立つていかない、金を出したくないという裏には、出すと非常に困るという事実、先般山下委員でございましたか、中小鉱山は、これでは立ち行かないという声があったということをお聞き

ておるのです。はたしてどうか、三厘二厘の保険料率が三厘五厘になつて一体やつていけないのかどうか。おそろく石炭鉱業は、三厘五厘以上の料率であつたとは思ふのであります。ですから、これに對して経営者側の態度といふものは、これらのわが国の労使關係をどう持つていこうかということについて、誠意に欠けているのではないかと、ヒューマニティもないし、また労使關係が円滑にやつていくための一つのいきつかけとしても、こういうものに対して誠意を示していないという経営者の行き方に対して、労働大臣はどう思われるか。

○西田国務大臣 金属鉱業は、森山さんも御承知のように、一時は非常にすばらしい好況を呈しておりました。その當時も、けい肺の問題は問題になつておつたのであります。そのころ二厘、三厘の負担がふえるからやつていけないということは、口に出して言えることでもありませんし、そういうこともまた考えていなかったらうと思ひます。現実の金属鉱業の採算の問題は、その当時より悪くなつてゐることは事実ですが、それもさつき申しましたように、二厘、三厘負担がふえるから、そのために金属鉱業がふれるといふのではなくて、つぶれるための要素は、ほかにたくさんあると思ひます。従つて、私は、使用者負担にしても、決して差しつかえないと考えておりますけれども、最初申し上げましたように、これは国が当然持つべきであらうという基本的な考え方から立つておつたために、使用者側としても来なかつたのだらうと思ひますが、何ら使用者側の意見は聞いておりません。

○森山委員 ですから、私は、こういう数字が出てみると、労働者が一般に困つた点もあるが、経営者もどうもこういう問題を見ると、少しひどいという印象をお受けにならないかどうか、こういうことです。

○西田国務大臣 ひどいとか、ひどくないとかいうことは別問題として、日本の労使關係が、森山さんもお考えになつてゐるように、過去においても現在においてもスムーズに行つていない、ものの考え方にも多少のニュアンスの違いがあることは事実のようであり

ます。

○森山委員 そこで、最後に経過措置について承わりたいのでございます。附則の第一項によりますと、この法律は九月一日から実施するようでございます。ところが、この法律ができるというので、喜んでおるけい肺患者が、全国に相当多数ございしますが、そのうち何人かは、九月一日までに三年の打ち切り補償の期間が来てしまつて、この法律の恩恵に浴さぬということになるのです。少くも今年の四月以降三年の期限が来る人たちに對して、この法律に浴させないといふことは、何かわいそうじゃなからうか。それから、さらにさかのぼつて考えますと、昭和二十九年の五月下旬に、時の自由党内閣の小坂労働大臣から一つけい肺法を作つてみたいというふうな発言もあつた、その當時から、けい肺患者の人たちは、かならず希望を持つてきておるわけでございます。ですから、さかのぼればその當時まで、さらにさかのぼれば昭和二十三年ですか、労働基準法が施行されてから三年間、要するに昭和二十六、七年以降、初めからこ

の法案の恩恵に浴させてやるわけには参るまいか、そういういろいろな段階において考えが出てくるわけでございます。これは理屈ではなくて、九月一日といふのを、もう少し前からさかのぼつて適用させてやらなければ、あまりにかわいそうじゃなからうかといふうに大臣は考えられないか。たとえば、八月三十一日にもう三年の期限が切れて、一日違ひでもつて——この法律が審議されておる状況を、耳を大きくして全国の患者が聞いておるわけです。そういう人たちの立場を考えると、何とかそういう人たちのために、ある程度のところまで切ることにはやむを得ないかとも思ひますけれども、経過措置として、九月一日より前のものは全くだめだといふことのないような措置について、大臣はどうお考えか、承わりたいと思ひます。

○西田国務大臣 お答えいたします。森山さんが今言われますように、八月三十一日までのものが適用されないことは非常に気の毒であるということになると、結局けい肺にかつた最初の人たちまで、現在生きておられる人全部適用することが、一番好ましいことであらうと思ひます。これは理屈ではなくて、人間として人の不幸を見た場合には、人間として同情しないといふのは人間でないと考えますが、しかし、森山さんも御承知のように、これは理屈になりませんが、法律不遡及の原則と申しますか、そういうものがあつて、切りがないので、どこまで持つていったらいいかといふことを政治的に片をつけるのは、事実問題としては非常に問題です。一応理屈の上では、それが半年にしたらいいじゃないか、

一年にしたらいいじゃないかといふことが成り立ちますが、それが依然として、あとに残つたものがありますと、九月一日から実施するのと同じ結果になつていくので、結局は全部のものにこの法律を適用させるといふことにならないう限り、その問題の解決はつかないと思ひますので、一応九月一日からこれを施行するといふ考え方できめたわけであり

ます。

○森山委員 九月一日はわかるのでありますけれども、現在これ聞いておる全国のけい肺の患者を考えると、せめてこの四月から九月までの間に受給資格がなくなるような人たちを何とかしてやるということについては、大臣いかがでしょう、いかに気の毒じゃないですか。

○西田国務大臣 全く私も気の毒に思つておりますが、もしこの法律でそういうことを書きますと、今度はまた森山さんの、半年を加えるならこれも加えたらどうかというやうな御議論が必ず出ると思ひます。そういうことではありますので、情においては忍び得ませんけれども、立法する以上、仕方があるまいという悲しいあきらめをいたしております。

○森山委員 この法律には、予防措置についてはあまり規定がないやうでございます。予防措置については、御承知の通り、鉱山保安法に基く鉱山保安規則によつて、けい肺粉塵の山へ水をまくとか、さく岩作業の湿式化をする、あるいはマスクをかけるというやうなことで予防措置をとつておるわけですが、基盤法でも、マスクをかけるということは言つておるわけであり、またからだが悪いときには休んだ方がいいというやうな規定もあるわけ

あります。ところが、鉱山保安法なんかの場合を見ますと、爆発を防止するために逆に粉塵をまけという規則もあるやに聞いておる。だから、鉱山保安規則というものは、けい肺に対して予防するというのは、やがて山を大いに盛り育てていくというようなことが中心になるのではないかと、私はこういうふうにかかっている。しかし、実際問題として、この労働委員会の推進によって保安規則も改正され、ある程度その線に沿って実績もあがって参ったと考へておるのでございます。通産省の方が来ておられたら、その進行状況について御説明を願いたいと考へておりますが、従つて現状においては、鉱山保安規則によつて、この予防に全面的に依存することは困難ではないかというふうには私に考へる。予防に消極的ではなからうか。だから、こういう法律の中に、何かもう少し予防するやうなことを規則として、役所のなわ張りから離れて、入れておく必要がないかという感じを持っておるのですが、これについて大臣の見解を承わりたい。

○西田國務大臣 けい酸粉塵の予防措置につきましても、まだどこでも、どうして予防したら完全に予防できるかという結論は、出ていないようであります。労働省としては、ただいまでは労働基準法と鉱山保安法の適用によつて、一応予防するということにはしておりますが、けい肺審議会等で結論が出まして、新しい予防方法が発見されました場合には、鉱山保安法と関係なしに、そのときの話し合いによつて、当然このけい酸粉塵に対する特別な予防措置をとっていきたい、かように考へております。

○正木政府委員 ただいま鉱山保安法がけい肺の予防について不適当ではないかという御質問でございますが、私はさういふ御質問でございませう。と申しますことは、たとえば、今先生が例としてあげられました、爆発の防止のために石灰石の粉末をまきまきする場合にも、けい酸質のきわめて少ないものをまきまきするので、爆発の予防といふ肺の予防とは、両立し得るというふうには私は考へております。

○森山委員 私は鉱山保安規則の改正によつて、この予防については一歩前進したと思つておるのです。思つておるけれども、鉱山保安規則というものの性格は、労働衛生の立場から見ると、たとえばけい肺を予防するやうな性格は、この法自体は持つておらない。だから、場合によつては、逆に粉塵を爆発防止のためにまき散らしていいというやうな規則もある。あなたがおっしゃるやうに、けい酸質の粉塵はまき散らさないやうに指導しておると言われますが、実際問題として、一番手近に入るのはいかに酸質の粉塵だから、さういふものを實際まいておる。だから、鉱山保安法の保安規則のワケ内におけるところの予防といふものについては、どうしても一定の限界が出てくるだらう。山の経営、山でものを掘るという生産面の方からこの法律ができておるのであつて、おそらくその鉱山の保安という方からできておるのであるから、もし、けい肺について予防措置をやつていこうとするならば、それらの法律との関係もあるけれども、何かこの法律の中に、予防面と

して、役所のなわ張り問題を離れれば、これは入れてもいいのじやないか。ただし、私も、たとえば鉱山内の通気の問題は労働省の問題であるとかいふやうな議論を一口でも申しますと、通産省幹部、次官以下、いきり立つて権限を主張して、これは大騒ぎになりますから、そういうことは申しませんが、要するに、なわ張りから離れて、何とかしてこの予防措置を徹底するようにしたい。だから、この法律も労働省の法律になつてゐるが、通産省と共管のやうな形で持つてもいいのであります。とにかく、そういうことで、このけい肺の予防について、現状よりもさらに一歩前進するやうな法的規制ができないものかといふことを、私は大臣にお尋ねした。それで、せっかく保安局長が来られたのでありますから、この際湿式化とか、また散水作業とかいふこと、あなたから最近二、三年間におけるこの仕事の進捗状況を、一つ御説明を願いたい。ごく簡単に願ひます。

○正木政府委員 坑内の湿式さく岩機の使用の状況は、ほとんど完了してしまつて、残る問題といたしましては、給水の問題がございします。これもただいまウォーター・パイプ・ラインの施設を強力に指導しております。これらウォーター・パイプ・ラインについてだけ申し上げますと、二十八年の九月から昨年九月までに大体四割延長しております。さらにこの指導は強力に続けていくつもりでございします。なお、このウォーター・パイプ・ラインの設置の切羽の数も非常にふえておりました。二十八年九月から二十九年九月までに五割増加いたしております。なお

この鉱山のウォーター・ラインの延長は、大体一鉱山当り二千二百メートル——これは昨年末の調査でございしますが、さういふことになつております。それから防塵マスクの使用につきましても、かなり徹底して使用しております。大抵一鉱山当り八十から九十パーセントをつけております。なお、湿式さく岩機の使用の状況でございますが、大体一鉱山当り二十台のさく岩機を据え付けておりますが、これもほとんど完了しております。特に一、二の鉱山におきまして、特別の事情で使用できない場合には、鉱山保安監督部長の許可を受けておまして、これにかわるさく岩機を使用しておる状況でございします。

○森山委員 だいたい質問が長くなりまして、なお逐条的に点数残つておりますが、あとの方がございしますから、ひとまず私の質問はこれで打ち切ります。

○中村委員長 多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 ただいま森山委員から、与野党の立場を離れて、ヒューマンイズムの見地から、非常に熱心な討議にあずかりまして、われわれ非常な敬意を表しておる。おそろくわれわれが出します修正案には、全面的に賛成いたします。ただ、さういふ期待を持まして、私は大臣の答弁を求めたものであります。

まず、ほとんどの論点につきましては、質問がありましたが、最初には小さな問題から局長に質問をいたしたいと思ひます。

第一には、このけい肺にかかるところの粉塵作業場の五名未満の労働者で、労災保険の適用を受けない、こういう人々はいないかどうか、全部強制適用になつておるかどうかを尋ねたい。

制適用になつておるかどうかを尋ねたいと思ひます。

○富樫(総)政府委員 大体五人以上と存じておりますが、詳細な数字は、目下把握に努め申して、五人未満も相当あるかと思ひます。

○多賀谷委員 私が申ししたのは、五人以上は、もちろん適用を受けるわけですが、五名未満の労働者を使用している企業でけい肺の患者が発生する。しかるに、労災の適用を受けていない、こういうことが起りますと、困るわけでありまして、そういう事業場がないかどうか。五名未満でも、一名でも、強制適用を受けることになつておるかどうか、その点をお尋ねしたい。

○富樫(総)政府委員 労災保険法は、原則的には五人未満は任意適用になつておりますが、特に労災保険法の施行規則の第三条によりまして、大体この粉塵作業は、五人未満でも強制適用事業になつております。

○多賀谷委員 もう少し正確にお答え願ひたい。もちろん労働者災害補償保険法施行規則第三条を知つておるわけでありまして、第三条の三号に、強制適用事業場が書いてある。しかし、漏れてはいないかといふことを心配して聞いておるのでありますから、大体と申すか、どういふ事情になつておりますか。

○富樫(総)政府委員 現在のところは、完全に全部強制適用事業になつて

いるという事は申しかねます。従いまして、本法案の中におきましても、労災保険の適用のない事業の存在を前提とした規定も設けておるようなわけであります。

○多賀谷委員 漏れているということをお前提とした規定は、どこにありますか。またその場合は、どういうようになっているのかまたこういう場合、政府資金を出すか。一体政府資金はどこへ出すのか、こういう点についてお答え願いたい。

○富樫(総)政府委員 その規定は、十七条の第二項がそういうことになっておるのであります。こういう事業におきましては、従来とも労災保険の適用がないために、基準法によりまして直接に事業主が補償する建前になっております。実際問題として、こういうものを強制適用にいたしましたして何するとは、保険の複雑な手数及び事業主に對する負担関係から見ても、なかなか困難でございます。従いまして、この十七条の二項の規定を設けまして、発生した場合には、そのつど三分の二の負担金を出してもらふことにしておりますが、実際に負担する段階は、打ち切り補償後の三年後のこととございまして、行政指導をいたしましては、それまでに任意加入をいたして入っていただくように指導いたしますれば、実際問題としては、うまくいくのではないかと、うふに考えております。この負担金は、政府の負担金と合せまして、労災特別会計のこの労災勘定の中に繰り込まれるわけでございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、漏れなくけい肺法の保護規定を受ける、

こういうように了解してよろしいでしょうか。

○富樫(総)政府委員 さようでござい

○多賀谷委員 ことに、けい肺で問題になりますのは、石屋さんの場合の一人親方と俗に言っております種類のものではないか、この一人親方については、どういふような取扱ひをなさるおつもりであるか、お伺いいたします。

○富樫(総)政府委員 一人親方につきましては、建前上雇用労働者でございませんで、現在とも基準法及び労災保険法は適用がないことになっております。しかし、実際問題として、特にこのけい肺につきましては問題がござい

○多賀谷委員 そういたしますと、今申されましたような便宜的な取扱ひで、けい肺法の保護規定を受けると解してよろしゅうございませうか。

わけです。ことに、われわれがけい肺病院を視察に参りましたときに、院長からの話を聞きました。退院をする者は、病気がなおつて退院するというわけではなくて、打ち切り補償によつて療養期間が過ぎたから退院をする、その中で、約四分の一がその後五カ年間に於いて死亡しておる、こういう話を聞いたわけでありませう。さらにまた、患者の人から、療養期間が切れると、何とかしてこの鬼怒川の地におりたいというので、小さな小屋を建てて住もうとしておる人もあつたけれども、ついに生活ができなくて死んでいった、こういう哀れな話も聞いたわけ

あります。私は、この法律の保護を受けるに患者に對して、できるだけ法律の適用をしようように希望するわけでありませうが、先ほど大臣は、何か法律不遑及の原則の話をいれましたが、これは刑事訴訟の話であります。こういうような法律には通用するものでございませうけれども、それはさておきましても、一体、現在もこの法律を基準法施行当時からずっと実施するといふと、どの程度の人間がおり、またこの法律を適用することによつて、どの程度の予算が要るか、その点を明らかにしていただきたいと思

○富樫(総)政府委員 基準法施行当初より今日に至りますけい肺患者で、打ち切り補償を受けた者は、累計いたしまして、今年の九月までの分を算入いたしました約八百二十人でございます。このうち、相当数なくなつた方もあるかと思ひますが、それも合せて八百二十人くらい。これに對しまして、本法におきまして同様の保護を加えると

すれば、どのくらいの金額がかかりませうか、正確な数字は簡単に算出困難でございますが、大体目の予算といたしまして五、六億くらいかかるのではなからうかというふうに考えております。

○多賀谷委員 大臣、今お聞き及びの通りでございますが、今まで基準法施行以来、打ち切り補償をもらつて現在、あるいはその中には死亡しておる人もあると思ひますけれども、八百二十名である、こういうことを聞いておるわけでありませう。そこで、八百二十人の人に何とかこの法律施行実施をさす気持はないものであるかどうか。なるほど法律を実施する場合には、必ず期限が必要である。その期限を定める場合には、その前の人はどうするかという問題に必ず逢着する。しかし、この法律が、大臣が最初お話しになりましたように、国民病として考えておるといふような見地からのお話でありませうならば、なおさら私はその感を深うするものであります。大臣はもう一度考え直されて、わづかの人でありますけれども、しかしその人々は、きわめて深刻に悩んでおる人々であります。何とか御処置できないものであらうか、再びお尋ねをする次第であります。

○西田国務大臣 お答えいたします。さつきも森山さんにお答えしましたように、私個人として考えました場合には、全くあなたの御質問に同感でございます。しかしながら、この法案の国会提出に至るまでの経過を考えますと、さつきはえらい怒られましたけれども、私はほんとうに、これは全額国庫負担にすべきだという観念に立ちまして、その建前に立つて大蔵省と折衝い

たしました結果が三分の一、わづか八千数百万円の金さえも出せないで、三分の一しか国庫で負担できないという結果から考えまして、今基準局長の答えましたように、数億に上る金を今ここで、私の気持はそうであつても、法律案を修正して全部の人に遡及するということは、これはもう考えておりまして、ちよつと不可能である、かように私は考えております。

○多賀谷委員 三分の一と三分の二の問題は、どこか持つところがあるわけでありませう。すなわち、全額国庫が負担しなければ、使用者に転嫁するといふことができませんけれども、その問題とはおのずから違ふと考えます。これは負担をする人々がおりませう。そこで、やはり何とかしてこの法律の適用を受けさせてやろうと考えるわけでありませうが、今基準局長は、八百二十名という正確な数字をおっしゃいました。もつとも死亡を含んでおるのですが、経費の点となると、数億という話をされたのです。正確にこの法律を施行しますと、もちろん賃金が違ひますから、こういう点はなかなか正確にはできないでしやうけれども、現在予算で計上されております平均賃金を算定して、そうして人数を足されると、どのくらいになるか、正確にお答え願ひたい。

○富樫(総)政府委員 急に過去のそういう打ち切られた方々の賃金をもととして計算することは困難なので、大体の目の予算で申し上げたのでありますが、ただいま先生のおっしゃるやうな、現在の平均賃金でならばどうなるか、ちよつと今はじいてございませ

○多賀谷委員 急に過去のそういう打ち切られた方々の賃金をもととして計算することは困難なので、大体の目の予算で申し上げたのでありますが、ただいま先生のおっしゃるやうな、現在の平均賃金でならばどうなるか、ちよつと今はじいてございませ

○多賀谷委員 急に過去のそういう打ち切られた方々の賃金をもととして計算することは困難なので、大体の目の予算で申し上げたのでありますが、ただいま先生のおっしゃるやうな、現在の平均賃金でならばどうなるか、ちよつと今はじいてございませ

○多賀谷委員 急に過去のそういう打ち切られた方々の賃金をもととして計算することは困難なので、大体の目の予算で申し上げたのでありますが、ただいま先生のおっしゃるやうな、現在の平均賃金でならばどうなるか、ちよつと今はじいてございませ

ので、次の機会に答えさせていただきます。

○多賀谷委員 大臣にも、何とかこの法律施行前の経過措置については、十分考えていただくことにしまして、またわれわれ自身も考えてみたいと思うわけでありませう。

さらに質問を続けますが、収容の保護施設について、第一年月は、いろいろな関係上、発生の状態とかあるいはその他の問題で建設できなかったが、来年度からはいたす、こういうことでございますが、必ず明年度予算には組まれるつもりであるかどうか、お伺いしたい。

○西田国務大臣 お答えいたします。健康診断をいたしました結果、どういう地方などの程度のけい肺病の患者がおるといふことがはつきりわかります。れば、私の考え方では農場とかあるいは共同作業場とかいうふうなものを作りますて、本人だけでなくして、家族全体をくめるための生活安定という面までめんどうを見ていきたい。来年度の予算には、第一期の健康診断が完了しました結果に基づいて、具体的にそういうものを決定していきたい、かように考えております。

○多賀谷委員 大臣の理想は、なかなかいいのですけれども、現実には必ずしも伴っていない感があるわけで、非常に残念に思いますが、そういう理想的な観念に立ちます現実の処理としては、きわめて遺憾な点が間々出てきておるわけでありませう。先ほども、死ぬまで何とか国でめんどうを見てやろう、こういうところから、三年ないし五年の打ち切り補償の問題が論議になった、あるいはまた作業転換の問題

が論議になっておるわけですが、私も、先ほど森山委員から質問がありました作業転換の補償の問題について、質問をしてみたいと思うわけでありませう。なるほど本人の健康保持ということは、非常に大切なことでありませうが、また生活の確保というこの問題も大切なことである。この両面の調節をいかにするかが、この問題であろうと思うわけでありませう。そこでどう考え

まして労働能力の低減がそこにある、減退がそこにある。この補償をしなればならない。現実には労働能力は喪失してないと言われるかもしれないが、そのまま続行すれば当然喪失を予見し得る状態にあり、必然的な状態にあるわけでありませう。だから、この損害に対して、私は何らかの補償すべきであると考えているわけでありませう。単に三十日分をやつて、あとはこれでがまんすべきである、当然社会的に認容すべきであるという理論は成り立たないと思う。やはり私は、この損害について、補償してやるべきであると考えているわけですが、大臣並びに局長はどういうふうにお考えであるか、御答弁をお願いしたい。

○西田国務大臣 多賀谷さんから、お前、理想ばかり言つておると言われましたが、政治家はやはり理想を持つべきだと思ひます。理想に向つて突進する前の段階において、これは理想通りやれないからよくないではないかということにはならないと思ひます。配置転換の問題に対する給付の問題は、さつき森山さんにお答えした通りであります。あと法的なことにつきましては、基準局からお答えさせます。

○富樫(総)政府委員 私といたしまして、先ほど森山先生にいろいろお答え申し上げた以上に答えることはないのであります。要するに、まだ治療の段階に至らない、相当の労働能力を持ち、しかも健康管理上、本人のためでもあるわけですが、本人は進んで少しくらい安くて、こういうところからは退きたいという性質の事柄でもございませう。もっと多いことに越したことはないと思ひますが、いろいろなことを考えまして、まずこの程度でがまんしていただきたいと考えるわけでありませう。

○多賀谷委員 局長に対してお尋ねしますが、配置転換料といひますが、配置転換の手当の給付は、これは一つの補償になると考えるのですが、これは補償ではありませうか。

○富樫(総)政府委員 この配置転換給付の性格の問題でございませうが、補償という言葉の意味にもよりますが、要するに、この法律によつて初めて支給される特殊の給付である、こういうふうに申すはかないかと考えております。

○多賀谷委員 労働能力が、現実には低下してないけれども、じつとその職場におる場合には低下する、こういう状態にあるわけでありませう。そこで、今森山委員は、障害補償の例をとられて、これを適用すべきであるという御議論をなさつておられました。私も一面そういう面もあると思ひますが、これは特殊なケースでありませう。必ずしも障害補償の文句通りにいかどうかという点は疑問がありませうけれども、やはり労働能力の低下を来たす原因を作つておる、それに対して何らかの補償の措置を講ずべきである

と考えるわけでありませう。それでこの問題につきましては、それは労働者のがまんをすべき範囲に入つておる、こういうふうには、どうも考えられないわけですが、局長はどういうふうにお考えですか。

○富樫(総)政府委員 仰せの通り、これは基準法ないし労災法におきまする障害補償とは、まったく性格の違う給付でございませう。ただ、賃金が安くなる原因を外部から作つた、こう仰せになりますけれども、これは本人が何でもないのに無理やり外部から政府が作るというのでなく、これはヒューマニズムの見地から、本人のためを考へてやることでございませう。実際問題として、そういう場合には、何がしかそれ相応の賃金が不利になるのが通例であるというところが考えられますので、特に一カ月分の特別給付をいたしたい。これ以上特に申し上げることはしないわけでございます。

○多賀谷委員 単に賃金が安くなるというだけの問題でなく、これは健康を害しておる、いわば病氣でありませう。ですから、じつとそのまゝ働いておれば、当然労働能力が低下する。その以前にある。ですから、これに対して補償をすべきでないという議論は出てこないと思ひます。これは労働者の社会的な認容の範囲だとは考えられぬ、またどうしても職業病として扱われ、またこれに対する補償を当然要求しなければならぬ、かように考えるわけでありませう。もちろん、今、森山委員が指摘されましたような七十七条を持つていきたいわけですが、ただここに「なおったとき」ということがある。もっとも、厚生年金その他では、ある

いは「なおったとき」として扱つてい

る障害手当の支給の場合もあるやに聞いている。しかし、議論は別として、とにかくなおったとはいへないけれども、停止している。しかしそのまゝ働けば当然労働能力の喪失を来たす、こういう状態ですから、ここに私は補償の概念が入つてくるだろうと思ひます。ですから、その場合に、三十日というわずかなことで、これは強制というわけではないが、転換料として出すということでは、あまりに少ないのではないかと。少くとも、この障害補償に

ずつと等級がついておるが、この等級の中の一番下とは考えられぬ。あるいは先ほど十一級という指定もあり、七級という御指示もありました。私は当然それに入ると考えるわけですが、これは不治の病という点でありませう。さらに加えるに、ほつておけば進行するという状態です。こういうところに、何らかの補償がないというところは、考えられないわけですが、新しい概念でもけつこうですが、私は当然補償をすべきであると思ひますが、どのようにお考えになりますか。

○富樫(総)政府委員 新しい概念が、これから何かできますれば、われわれとしても研究したいと思ひますが、現段階におきましては、先ほどから申し上げますように、要転換者の症状の段階は、相当の重労働までなし得る段階の方々でございませう。そのまゝじつとしておれば進行いたしますけれども、その他の労働につく分には、通常の働きができるわけでありませう。また他の場合におきまして、一般的な健康診断の結果、健康管理ということで、転換した場合におきまして、こうい

約を継続すべきであると考えなければなりません。もちろん、経営者が全額負担をするということは、あるいは補償の限界の点において、醜ではないとわれわれは考えますけれども、あるいは醜であると考えられるので、国家が財政上の負担をするということにつきましては、何も異論はございません。しかし、それによつて、私は経営者が負うところの業務上の疾病に基くいろいろな問題について、責任を回避するわけにはいかなさうと思ふのであります。そこで、負担の問題と、経営者がその責任を転嫁するという問題とは、理論上おのずから若干のニュアンスの差異があると考えるわけであります。そこでこの点につきましては、三年間が五年間になつたわけですから、五年間はやはり打ち切り補償をすべきでない、こういうふうに考えるわけ

でない、こういうふうに考え直すわけでありますが、その点について、もう一度答弁を願いたい、かように考えます。

○富樫(総)政府委員　お答え申し上げます。大臣も何回も申されておりますように、五年で打ち切るのではなく、死ぬまでという考え方は、理想としてももちろんあるのでございますが、實際問題としては、三年の療養、二年の延長、その間に千二百日分の打ち切り賃金、こういうものがございます。かつ患者の年令も、その段階になりますれば相当の年令になります。他の同種の労働者におきましても、相当労働能力の喪失の段階になるようでもございまして、一応ここで打ち切ったわけでございます。

○多賀谷委員　労働能力が、他の同じような年令の労働者は喪失するという

ように聞いたのですが、その点は最後の点が、はつきりしませんが、もう一度……。

○富樫(総)政府委員 これにつきましても、たとえば、ここに持ってきておられますが、賃金の統計などによりますれば、明瞭に、坑内夫の賃金はある一定の段階の年令以降におきましては、相当のカーブを持つて賃金が低下してゐる。これは大体能率給を採用しているところが多いせいと思ひます。従ひまして、そのことは、能率の低下、老令のための労働能力の喪失、こういうふうな判断するのが妥当ではないか、そういう意味でございます。

○多賀谷委員 そのことは、事はわかりましたけれども、答弁としては意味をなさないことをおっしゃつておるようでありまして、それがどう関連があるか、さっぱりわかりません。なるほど、ある一定の年令にすれば、請負給の關係で、特に炭鉱とか鉱山におきましては、同種の労働者はだんだんある点をピークといたしまして下つていく。これは私は、少くとも好ましい姿ではないと思ふ。これも金の要る、費用のかかる、出費の多いときに、労働能力の喪失によつてだんだん賃金が安くなつていく、こういうことは、悲しい賃金形態であると考えたのですが、それを御指摘になりました、しかも何かわからない答弁をされたことは、非常に遺憾であると考えます。しかし鑛物とか、その他の面では、私は必ずしもそういうような状態にはないと思ひます。ことに、ほとんど肉体労働ばかりをやつて、あまり頭脳を使われない、技術のない産業におきましては請負給であります、そういうような事態が起

ると思ひますけれども、他の職場にはそういうことは当てはまりませんし、それがまたこの打ち切り補償を三年でやるのを五年でやることに反対の理論的根拠には、何らなつていないと思ふのですが、その点についてはどういふお考えでお述べになつたか、お尋ねいたします。

○富樫(総)政府委員 先ほどの答弁、ややピンとをはずれまして、大へん恐縮に存じますが、仰せのように三年目に打ち切り補償をする。経済的に申しますれば、五年目にやつた方がよいようにも考えられるのでございまして、法の建前が、大臣からも申されましたように、三年間につきましては、他の職業病と同じように無過失賠償責任、後の二年が国家的な給付、こういうことでございまして、この形の上におきましては、實際とややそぐわないようでもございまして、法の建前上そういう形にならざるを得なかつたわけでございます。

○多賀谷委員 實際の扱いについて、森山議員も指摘されておりましたが、打ち切り補償をもちうにつきましては、療養の切れるときにももちうということが非常に大切なことであります。途中でももちうして、生活が苦しいものですか、せつかくもちうした打ち切り補償が、その後の二年間においてかなり使われてしまつて、五年目には何もなくなつておる。そこまではないにいたしてしまつても、そういう事態も起るわけでありまして、これは理論上から申しましても、實際の取扱いからいふかと思ふ、少し考え直されたいかどうかと考へるわけです。せつかくその点まで踏み切つておられますので、

もう少しお考え下さつたらよいと思へるわけですが、大臣は同じような答弁を長い間繰り返されておられますので、本日はこれ以上いたしません、この点について、一つ十分考へていただきたく、ことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○中村委員長 山花秀雄君。

○山花委員 先ほど同僚議員の方からたくさん質問がございまして、おおむね私の質問しようと思つた点は、言い尽されたような感じがいたしますが、ただ一、二点だけ、大臣のおいでになつておるときに、質問をしたいと思つてあります。

ただいま出しております原案が、何か承るるところによりまして、予算委員会において自由党、民主党が妥協をいたしまして、費用負担の率が、予算の上では変更されたと聞いておるのではありません。そうすると、この原案がくつがえるようになりまして、その点がはつきりしておいでになれば、原案修正をしてこの委員会に提出をされる意向を持つておられるかどうか。

○西田国務大臣 これは形式の問題だと思ひますが、大体閣議において了承いたしました金額は、三分の一が、二分の一に増加されておりますが、聞くところによりまして、ただいま修正案の提案理由の説明があつたようであります。その説明がありつた場合、これは技術的な問題として、政府側としてこの法律案を修正して再提出するといふことになりまして、あるいは当委員会において、自由党と民主党その他の人々によつて、この法案が修正される格好になりますか、私はその点はまだ詳しく聞いておりませんが、いずれに

せよ、このままで御審議をお願いすることはできなくなつて、何らかの措置をとらざるを得ないであらうと思へます。

○山花委員 そういたしますと、そのときになつて、政府側としては修正案として出すか、あるいはこの委員会では修正を受ける以外にない、どつちかになつて思ふのでありますが、この点は、もう政府としては予算の方ではつきりしておるのでございまして、政府として修正を出された方が、すつきりしていいのではないか、こういうふうな考へておられますが、この点について、もう一回大臣のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○西田国務大臣 お答えいたします。ただいまお答えしましたように、これは民主党と自由党との修正案というところになつておりますので、少くとも衆議院の予算委員会が通過いたしませんと、この法案に対して政府側で——かに出すといたしてしまつても、これを修正するといふことは、ちよつと時期的な問題でございまして、どうかと考へまして、せめて衆議院の予算委員会通過を待つて何らかの措置をとるのが妥当であらう、こう考へております。

○山花委員 その点、よくわかりました。次にお尋ねしたい点は、先ほどの客細企業と申しましたか、具体的に申し上げますと、石屋のおやじさんが従業員を一人か二人使つておるあるいは自分だけがやつておる。これは業態としては一応事業主になる。ところが、事業主が労働者の仕事をやつておりますから、けい肺にかかる可能性が多い。そういう場合の扱い方について、政府

委員の答弁を聞いておられますと、何か組合を作つて、それに雇われた形式にすればいいのではなかつたか、こういうような御答弁がございまして、そこで問題になりますのは、この大きい小さいは別といたしまして、事業主たる石屋の主人公がけい肺の補償を受ける場合の単価をきめる場合に、何か組合といふのは、考へによると、このためとできたほかに、何もやらない幽霊組合のような感じがするのですが、この基準をどういふ標準でおきめになるか、というお考えを政府側では持つておられるかといふことを、ちよつと承わりたいと思ひます。

○西田国務大臣 詳細については、基準局長から説明すると思ひますが、私の考へ方では、現在労災保険法によりましては、五人以上使用するものが強制加入になつておりますので、少くとも同一職種である限り、この適用を受ける程度と同業者の組合というものであれば、その主人公も、そこに使われております職人の人も、結局このけい肺法の対象として取り上げることができ、かように考へておるもので、それが五十人ではなければいかぬとか、あるいは一地区全部集まらなければいかぬとかいふほどの窮屈なものではないと私は解釈いたしております。あと詳しいことは基準局長から……。

○富樫(総)政府委員 その場合、そういう措置は、率直に申しまして、やや脱法的なきらいがあると実は言わざるを得ない。これにつきましては、そういう措置をとつた当時の事情を、私は直接ではありませぬけれども、官房におりまして見ておつたときには、いろいろ

るな陳情なりがございまして、事情を聞いてみると、理屈は別として、ともかくお気の毒だというようなことから、そういう格好になった。従いまして、実際の扱いもそう——突き詰めていくと、おかしくなるわけでありまして、形の上におきましては、任意組合を作つて賃金を幾らだと協定する、そしてその賃金がべらぼうに高いというこのないやうに、そこら辺は社会通念によりまして、これは私どもの方の出先の監督署と、もともと陳情から始まつた話でございますので、話し合いで大体うまくいっておるやうに聞いております。通牒といたしましては、年間の稼働二百日、賃金につきましては組合との話し合いによつて決定すること、こういうことになっております。なお実情を調べまして、もしいかにもおかしいという点があつて、是正しなければならぬものがございまして、それぞれの事情において善処したいと考えております。

○山花委員 私、今政府がとりになる措置は、この実情に即してはやむを得ない一つの暫定措置であるやうと考えておるのであります。そういうやうに親心的な観点に立つてこういう措置をとられておるのでありますから、先ほどいろいろ議論になっておりました例の、この法律を九月一日から実施した場合にひつかかる面においても、同じやうな考え方で法の運用をやつていただきたい、これは希望であります。

それからもう一つは、この適用範囲であります。ここにずっと種類を書いておられますが、特に粉塵作業で、これは炭鉱であるとかあるいは窯業であるとか、いろいろ書いてあるが、一つ抜

けておる点があるのです。またこの抜けておる職業が、相当広範にわたると承わつておりますので、これは労働省の方でも、あるいは当該組合の方から要請でもあつて、よくおわかりになつておるかも知れないと思ひますが、造船関係の電気溶接が明確に規定されていないのです。その他といふところに入れるやうなおつてもうかどうか、それとも、電気溶接が当然けい肺に關係があるといふことがはつきりわかつておれば、やはり明確に業種の中に入れてもらふ方がよいと思ひますが、この点についてどうお考えになつておるか承わりたい。

○富樫(総)政府委員 造船の電気溶接のある段階のところに遊離けい酸粉塵がある程度出るといふことは、私の方でも承知しておるわけでありまして。ただ、先生も御承知のやうに、遊離けい酸粉塵がどの程度になれば危険の段階になるか、つまり粉塵の数あるいは個個の粉塵の中に含まれるけい酸の含有度、あるいは粉塵のこまかさなど、いわゆる遊離けい酸粉塵の程度といふ問題は、非常にデリケートなので、世界各國とも、法的にはこれを取り上げてございせん。行政的に、ある程度粉塵防止の過程において、いろいろ参考基準にしておるのであります。しかしながら、遊離けい酸粉塵が少しでもあれば全部危険といふことはございせんので、ある程度以下であれば限度以下といふことになつておるわけでありまして、そこで、ただいまの作業につきましては、遊離けい酸粉塵が出ることにはある程度わかつていますが、

これがほんとうに別表に掲げなければならぬほどのものであるかどうかといふことにつきましては、専門家の話によりまして、なお検討を要すると伺つておるのでございまして、今後の研究の結果、必要であるといふことであれば、別表におきまして政令で追加することができるようになつておりますので、その方でも善処したいと考えております。

○山花委員 私も、この關係についてあまり詳しく知りませんから、ここで當局側と討論しようといふやうな、そういうことは考えておりませんが、せんだつて広島造船と尾道造船で、何かあそここの広島造船と尾道造船で、何か調査をしたときに、若干のけい肺關係の人が出たといふ、こういう何か事實が報告されておるらしいのです。それから外國の文獻なんかを見ておりましたも、電気溶接關係では、百人に對して三人の罹病者が出ておるやうなやうな文獻があることも伺つておるのであります。が、ただいま申し上げましたやうに、私もはつきりわかりませんから、ここで議論しようとは思ひませんが、そういうやうに具體的事實が出てきております限りは、できれば、やはり明確に職業病の中に列記していただいた方が、かえつていいのではないかと、いふに考えておるのであります。

なお、いろいろ質問したい点がたくさんございまして、何か大臣も時間をお急ぎのやうです、あとに質問者も残つておるやうですから、私の質問はこれで終えたいと思ひます。

○中村委員長 それでは中原健次君——中原さんに御了解を求めます

が、労働大臣は四時ごろ席をはずしたといふことでございまして。

○中原委員 それでは委員長にお願ひしますが、大臣が予算委員会の方へも移られるやうでありますから、時間の許す限りの質問をさせていただくことにしまして——私の質問予定は、おそらくかなりの時間を必要と考えております。従いまして、残余の部分は次の機会へ発言を留保させていただきます、そのことをあらかじめお願いしておきます。

ただいま、いろいろ御答弁がございました、その御答弁の数々の中でも、かなり見解を異にする点が出て参つておるのであります、時間の關係もあつたので、まず今日は、この法律案の中に、罹病の予防に關する法的な措置が講ぜられておらない、この点についておらないといふ一つの欠陥があるといふ点を否定したいのであります。なぜ講ぜられなくてもよかつたのであろうか、こういう点について、まず大臣の御見解を伺ひたいと思ひます。

○西田国務大臣 お答えいたします。これは先刻もお答えいたしました、現在のけい肺の原因でありますけい酸粉塵をどうして吸引しないやうにするかといふ科学的な措置が、日本ではまだきまつておりません。従つて、けい肺の予防の方法を講ずる場合において、特別な、こういう措置をしたらけい酸の粉塵を吸収してもいいんだといふやうな結論が生まれておりませんので、やむを得ず労働基準法と通産省の鉱山保安法による粉塵の予防規定を適用して参つておるだけでございまして、

これはけい肺審議会あるいは學界等においてはきつりしたけい酸粉塵の予防措置がきつりました場合においては、これは当然それに基いてけい肺病の予防措置を講ずることになる、私はかように考えております。

○中原委員 それでは予防措置の、いわば科学的な実証ができるやうになつてくれば、それを必ずその中に取り入れて措置を講ずる、こういうことですね。

○西田国務大臣 ただいまけい肺の問題につきましては、けい肺対策審議会でも、予防措置について検討をいたしておられます。この研究の結果がわかりましたら、それに基づいて当然けい肺の予防措置を講ずるつもりであります。

○中原委員 一応、それにつきましても議論がありますが、その点は差し控へまして、もう一つ伺つておきたいのであります。それは先ほどから局長の言葉にもありました、能率給を、能率給を採用することもまたよろしい、こういう見解で、能率給の問題は、このこととの関連におきましても、相当強調されておつたかやうに伺ひました。が、能率給制度をこのやうな作業に取り上げていくといふことになつて参りますと、粉塵を吸入する、つまり呼吸の激度のために粉塵をよりたくさん吸ひ込むといふ操作が起つてくると思ひます。粉塵をたくさん吸ふといふことが、罹病の時間をより早める。業に作業をしておる場合に、五年間の期間を置いて罹病するとすれば、過激な作業をしておる場合には、それが三年になり、あるいは二年になつてくる。こういうことが当然考えられて参るのであります、このことにつきましては、

観点から認めておるであらうと思う。かえってそういう観点から、国が存立上必要な作業であると認めて、こういうおそろしい予防措置もできない、全快もできないというような病気にかかる作業に従事しなければならぬということは、解釈の問題は別として、その点、業者が負担すべきでなくて、国家が負担すべきである。私は、現在もおそろしいふうに出ておられます。

○中原委員 そのような危険な作業であつたとしても、その作業をとめることは、重要な産業だからできない。従つて、その作業がかりに危険であつたとしても、禁止することはとうてい不可能である、かようなことはわかつておられます。それだけに、そのような危険な作業に、しかもなおかつ、あえて従事させられなければならないその作業、これに対しては、まごうかたない職業病として、しかも、今の場合そのような治療がほとんど可能性のないと称せられておるこの罹病者に対して、企業なり、あるいは関連して国家なりが、これに対する責任のある措置を講じなければならぬという結果が、当然出てくると思ひます。なかつたからこそ、一応十分なものであつたとしても、このような法律が作られたのであらうと思ひます。しかし、それにしても、あまりにも場当りの、きわめて言ひわけのない立法でしかなくつたということに、遺憾ながらこれではなるのじゃないかと私は思ひます。やはり、これははなはだ不十分である。もう少し責任を負うだけの心がまえのもとに、その構想のもとにこの立法措置が講ぜられなければならなかつたのじゃないか。しかも、今さら

去年やことしに初めてこれが問題になつたことではないのであります。かゝる、もう実際は相当研究も進んでいなければならぬはずでありますし、それだけに、かれこれ考へて参りますと、この法律措置が、それらのおそれるべき罹病者に対する国家的な対策、措置としては、まことに不誠意きわまるものと言つても、釈明の余地がなくならぬのじゃないか。人道的な立場からお取り上げになられたことと思ひますけれども、それにもかかわらず、よくその

気持にこたえるだけの法律措置になつていないというふうに出るが、いかがですか。私はこのことについて、病人から聞きますと、私は前に病気にかかつた、おそろしく時間の問題で、必ず死ぬ覚悟をきめておるけれども、また山元に帰つてみると、子供は、この仕事はこわい仕事だと思ひながらも、生きていくためには、やむを得ず親の相続者としてその作業に飛び込んでいかなければならぬ、そうすると、また子供がこのおそろしい病気に繰り返しかかつていくことになるのであるから、私はよろしいけれども、子供にだけは、この悲劇を経験させることのないように考へていただきたい、このようにさえ罹病者自身は申しております。これはまさに当然しかるべきだと思ひますし、またそのことを聞かされるときに、おそろしくだれにいたしまして、人間の情を持てば、また肝をしぼられるような思いがいたすのであります。従つて、このことは単なる仮説の問題でないだけに、どうしても一そう真剣に取り組んだ行政措置を講ぜられるための立法措置が行われなければならぬのじゃないかというふうに出るもので

すが、この点に關してはいかがですか。この今日の段階における立法措置として、今御提案になられた法律案が、まずまずこれでということになりましようか、お聞きしたい。

○西田國務大臣 御説ごもつとも存じます。しかし、中原さんこれは御承知のことだらうと思つてますが、ずっと前から肺の問題が問題にされておりましたが、本日まで政府提案として提案されたことは、もちろん一回もございませぬ。議員提案として出された法律案も、審議未了、審議未了といふことで、今日まで成立いたしておりません。そういう状態の中において、私が申しますと、お前は理想ばかり言つておつしやられませうけれども、実はほんとうにそう考へて、法律案の内容をそういうふうに出したいと努力しておりました。決して、これで万全とは考へておりません。おりません。が、そういう状態の中において、少くとも政府提案として提案して対策を出した、そして責任の所在をある程度はつきりしたといふことは、一つの進歩だと考へております。必ずしも最初において万全なものでなければならぬ。万全であるに越したことはありませんけれども、これはいわゆる政治的な観点からお考え下すつて、一つあまり私をお責めになることは御遠慮願ひたい、私はかように考へます。

あなたの答弁では満足できません、いや、むしろ満足どころか、これでは何ともいふやうがない。法律案を手にいたしまして、私どもはただあせんとしたわけでありませぬ。あまりにもそれでは良識がなさ過ぎるのではないか。どのように立場が異なる人々をもつて構成されておる国家にいたしまして、やはりそこに人道主義といふものがあるのじゃないか。ヒューマニズムといふことが繰り返言われておるが、あれではあまりにも良識がなさ過ぎる。この法律案を見まして、実は非常に嘆息しました、一体これは何だ。やはり、根本的には罹病率を一本になくすることは不可能でありませう。しかしながら、これをだんだん軽減していくというための措置ぐらゐは、当然講ぜられなくちゃならぬ。それを今の鉱山保安法の線だけでもつてよしとするがごとき、いわばはなはだ責任が乏し過ぎるというところになるのではないかと、いふように私は感じます。いやしくも保護立法としてできるからには、なるほどそれに値するだけの考慮が払われて、どの段階においてもこの程度のこととはなされなければならなかつたといふことが言えるだけの措置は、講じられてしかるべきではなかつたか、私はこう思つたために申し上げたわけなのです。もちろん、これはいづれ各条項を追つての審議の過程において、より完全に近い方に、よりよき方向へ修正されることを期待いたしておりますが、いづれにいたしまして、まず根本の考え方としては、このことが非常に重大だ、こう考へます。ただ単に転換措置を講じたから、作業場を変えたから、これでもつてけい肺病がだんだ

ん減るだらうと考へたら、間違ひである。その次には、かわつた人がその場所につくに違ひない。相当に幅が広がつて、多数の人がさきのけい肺の発病の原因をからだにはらみながら、いろいろの作業に転換していくといふことだけなのであります。しかも、それは早く処置したから、それをもつてその人についておる遊離けい酸の作用が、全部その人から取り払われるとは限らない。ある場合によると、やはり自動的に進行していくという過程をとることは、これまた否定することはできないのであります。そうなつてきますと、政府のとられた措置でありませうけれども、この措置をもつともつと突つ込んで考へながら、かりに作業を転換したといふにしても、いたしました後におけるその発病の原因をだんだんなくしていくといふことのできるような、そういう操作も、また措置も必要になつてくるのではないかと考へて、かれこれ考へますと、この法律案の各条項につきまして、もう少し検討を深めながら、願わくは、そのような意味におけるおそれるべき罹病に対する法的措置としての、せめても今日の段階においてこれだけはしなければならなかつたといふ点だけは、覚悟していかなければならぬと思つたのであります。この点、いづれ国会側の方で、いよいよ良識の線に沿つての審議ができるわけでありませうから、必ず完全に近い法律修正の措置が講ぜられることを期待いたしております。いづれにいたしましても、政府の提案になられた法律案に、私はせめてもよかつたと言わせるだけのものに大臣としてお考へ

になることが当然の義務ではないか。従って少くともこういう段階で労働大臣に御就任になられましたからには、そういう義務を背負った上での御就任でなければならなかったと思うのであります。そういう意味で、このことについてのお考えをもう一度承わっておきたい。

○西田國務大臣 お答えいたします。

中原さんのお考え方と私の考え方には、多少の違いがあるかと思ひます。

私は、この法律を作ります場合に、現在かかつておられる人にも、将来かかると予想される人、かかるであろう人、そういう人たちをして、国として何らかの措置をとりたいという考え方と、将来、けい肺にかかる人をできるだけ少くしたい、それから職場転換をしたことによつて、中原さんはうちやつてしまふようにおっしゃいましたが、法律案の中には、随時に一定の期限を切りまして、健康診断をしなければならぬという義務が課せられております。労働者の要求があれば、これもしなければならぬという規定になっております。職場転換をした人は、その後病状の悪化するという状態がありましたならば、それに対する適当な措置をとるようになられておりますので、必ずしもあなたのおっしゃる通りではないと考えております。この法律案そのものが、よかつたというだけの内容を持つていないじゃないか、かようにおしかりを受けたわけでありませんが、私どもこの内容は、こんな法律はだめじゃないかということでもないと考えております。第一步を踏み出すことは、あらゆる場合において一番困難な障害の多いことでもあります。出ました

以上、人道主義の立場には党派はないはずであります。当委員会において、ほんとうによかつたという案になるような御修正を願えれば、私は決して異議は申しません。

○中村委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明八日午前十時半より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

昭和三十年六月十一日印刷

昭和三十年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局